

(9)

平成23年4月24日

原子力安全・保安院殿

4/24(火)10:40

株式会社 東芝
電力システム社
原子力事業部

緊急作業線量限度と通常作業年度線量限度の運用に関する見解

緊急作業に伴う線量限度と通常作業に伴う線量限度に関して、原子力安全・保安院殿と厚生労働省殿の折衝において、厚生労働省殿から提示された内容について弊社見解を示します。

1. 厚生労働省提示内容

- 1) 緊急作業に伴う被ばく線量と平成23年度の通常作業に伴う被ばくの線量限度（年度50mSv）とは分離して運用とする。
- 2) 5年間100mSvの限度と緊急作業の線量は一体運用とする。

2. 弊社見解

弊社においては、福島第一原子力発電所の事態収束に向け全力にてご協力しています。その緊急作業においては、遮へい設置、遠隔操作機器導入など可能な限り従事者の被ばく低減に努めています。しかしながら、高線量率下作業のため従事者の被ばくが嵩んでいます。

このため、緊急作業従事者については、緊急作業被ばく線量250mSvと年度50mSv、5年100mSvの限度を分離した運用としていただけるよう要望いたします。

厚生労働省殿より提示の運用に関しては、緊急作業被ばく線量と平成23年度50mSv規制との関連付けが切り離されておりますが、その効果は限定されたものとなります。

緊急作業における線量と100mSv/5年の規制とが一体運用がなされる限りにおいて、緊急作業従事者の今後5年間の雇用、緊急作業従事者の福島第一原子力発電所における作業可能期間、他原子力発電所の維持・安全のための人員確保の厳しさは緩和されません。

なお、今後とも弊社ではこれら緊急作業従事者の生涯線量を1Sv以下とすることは勿論のこと、今後他の発電所等においての弊社管理下における作業従事者への線量低減に努めてまいります。

以上